

かすみがうら市文化協会規約

(名称)

第1条 本会は、かすみがうら市文化協会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、かすみがうら市教育委員会生涯学習課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、市内文化団体の交流を図り、市民の文化意識の高揚と文化活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会、研究会、講座、鑑賞会、展覧会、発表会、交歓会、競技会等の開催
- (2) 奨励、指導、育成、調査、協賛、交流等に関する活動
- (3) 機関紙の発行、資料斡旋提供等
- (4) その他必要と認められる事業及び活動

(組織)

第5条 1 本会は、かすみがうら市に拠点を有する文化団体をもって組織する。

2 本会に加盟する文化団体の部門等は別表のとおりとする。

(加盟)

第6条 1 加盟申込みをする団体は、会員5名以上とする。

2 加盟申込みをする団体は、加盟申込書（様式Ⅰ）を会長に提出し、理事総会において団体の概要、活動内容等を説明し、承認を得なければならない。

(退会)

第7条 加盟団体が退会しようとするときは、退会届（様式Ⅱ）を会長に提出しなければならない。

(役員構成)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
監 事	1 名
会 計	1 名
代表理事	若干名
専門委員会委員長	3 名

(役員の職務)

第9条 1 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

4 会計は、会長の命を受けて本会の会計事務を処理する。

- 5 代表理事は、理事を代表し、活動の推進を図る。
- 6 専門委員会委員長は、その属する委員会の運営及び活動の推進を図る。

(理事)

- 第10条 1 理事は、各団体の長をもって充てる。更に、理事は、執務上、支障がある場合、会員の中から理事代理を任命する事が出来る。
- 2 理事は、本会の運営に参画し事業の執行にあたる。

(役員の選出)

- 第11条 1 会長、副会長、監事は、代表理事、理事、理事代理の中から選出する。
- 2 代表理事は、理事の中から役員会にて若干名推挙し、選出する。
- 3 専門委員会委員長は、かすみがうら市文化協会規約（以下「規約」という。）第17条第5項に規定する委員長とする。
- 4 会計は、会長が委嘱し、理事総会において承認する。

(役員の任期)

- 第12条 1 規約第8条に規定する役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第13条 1 本会の会議は、理事総会及び役員会とする。
- 2 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

(理事総会)

- 第14条 1 理事総会は、規約第8条に規定する役員及び規約第10条に規定する理事をもって構成し、その構成人員の2分の1以上の出席をもって成立し出席者の過半数の意を得て議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の判断に委ねる。
- 2 理事総会は、毎年1回以上開催し、次の各号について審議決定する。
- (1) 役員の選任及び承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認
 - (4) 規約改正の改正
 - (5) その他会の運営、事業の執行に必要な事項

(役員会)

- 第15条 1 役員会は、規約第8条に規定する役員をもって構成し、その出席者をもって成立し、過半数の意を得て議決する。ただし、可否同数の場合は議長の判断に委ねる。
- 2 役員会は、簡易な事項を総会に代わって議決する。
- 3 役員会は、総会に諮る議案を検討協議する。

(顧問)

- 第16条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事総会の推薦により会長が委嘱する。

(専門委員会)

- 第17条 1 本会の事業遂行のために、次の専門委員会を設ける。
- 2 行事委員会、研修委員会、広報委員会
- 3 前項の委員会の他に専門委員会の設置が必要となったときは、役員会において審議し、理事総会において承認を受けるものとする。
- 4 各専門委員会の主な業務は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 行事委員会 本会に関わるイベントや展覧会等の準備・運営を行う。
- (2) 研修委員会 視察研修や講演会等の企画・運営を行う。
- (3) 広報委員会 本会の広報紙の編集・発行を行う。
- 5 各専門委員会の委員は、各団体の代表者をもって役員会にて推挙し、選出する。委員長は、その専門委員会の委員の中から役員会にて推挙し、選出する。
- 6 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集し、業務を遂行する。
- 7 本会の会長、副会長は、必要に応じ専門委員会の会議等に出席し、助言を行うことができる。

(会計)

- 第18条 1 本会の会計は、会費、補助金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

- 第19条 本会の会費は、各団体とも会員1名あたり300円を納入するものとする。

(雑則)

- 第20条 この規約施行上必要な細則は、理事総会において別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成 17 年 7 月 21 日から施行する。

この規約は、平成 18 年 6 月 21 日一部改正

この規約は、平成 19 年 6 月 28 日一部改正

この規約は、平成 24 年 5 月 30 日一部改正

この規約は、平成 30 年 5 月 9 日一部改正

この規約は、令和 5 年 6 月 2 日一部改正